

平成20年1月 青森県金融検討会議 報告書 概要(1/2) ～ 今後の県内中小企業金融円滑化に向けた総合対策プラン ～

県内中小企業を取り巻く金融環境の現状

県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の減少

県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の総額は年々減少の一途。

・ 2 地方銀行の合計	H14年度末：19,430億円	H18年度末：17,569億円 (1,861億円、 9.6%)
・ 5 信金・1 信組の合計	H14年度末：3,620億円	H18年度末：3,089億円 (531億円、 14.7%)
・ 3 政府系の合計	H14年度末：3,119億円	H18年度末：2,780億円 (339億円、 10.9%)

【借入側の状況】

改善しない収益性の悪化

経営上の問題点として「収益性の悪化」を挙げる企業の割合が38%～39%前後で推移。

下落傾向が続く地価

平成10年に比べて現在の県内地価公示平均価格は4割前後減少し、企業の不動産担保価値が大きく減少。

伸び悩む設備投資

平成10年に比べて現在の県内企業の設備投資実績は約2/3に減少。

【貸出側の状況】

金融機関の貸出態度

企業側からみて、金融機関の貸出態度が厳しいと感じている割合は一定程度存在。

県単特別保証融資制度の利用減少

県単特別保証融資制度の利用残高は、平成13年度以降減少。

・ 県制度融資の残高	H13年度末：1,502億円	H18年度末：647億円 (855億円、 57.0%)
------------	----------------	-------------------------------

【平成10年度以降の金融システム不安対策に関わる要因】

平成10年度以降これまでに借換枠を含め2,000億円を超える利用がなされたことに伴う一服感。「県内金融機関の中小企業に対する貸出金残高の減少」と同様な借入側/貸出側の状況が引き続いている。

【制度上の要因】

制度の認知度が高くない。制度の内容が複雑化しており、利用しづらい。

中小企業金融制度等の変化

金融行政の変化

平成15年、金融庁が、リレーションシップバンキング(地域密着型金融)の推進を、地域金融機関の融資手法の基本方向とした。

新しい融資手法の発展

売掛債権や在庫といった流動資産を担保として活用する融資や、金融機関が企業に貸付けた貸出債権を裏付けとした証券を発行し、投資家がそれを購入するローン担保証券等のいわゆる市場型間接金融といった新たな融資手法が発展している。

企業の再生支援へのニーズ拡大

厳しい経済情勢等を背景に、本県企業の再生支援に対するニーズは高い。

貸金業におけるグレーゾーン金利の撤廃

平成18年12月、貸金業規制法の改正が行われ、いわゆるグレーゾーン金利を撤廃。これまで貸金業者に依存していた一部の小規模企業の資金調達環境は厳しさを増すとの見方もあり、事業再生や再チャレンジ融資等へのニーズが今後一層高まっていく可能性あり。

公的信用保証制度における責任共有制度の実施

平成19年10月、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図る責任共有制度が導入。

政府系金融機関改革

平成20年10月、中小公庫及び国民公庫は、農林漁業金融公庫及び国際協力銀行とともに日本政策金融公庫として統合。また、商工中金は株主を政府等に限定した特殊会社に移行後、おおむね5～7年後を目途に完全民営化。

ゆうちょ銀行の発足

平成19年10月、ゆうちょ銀行が発足。将来的にはゆうちょ銀行の中小企業向け融資参入の可能性あり。

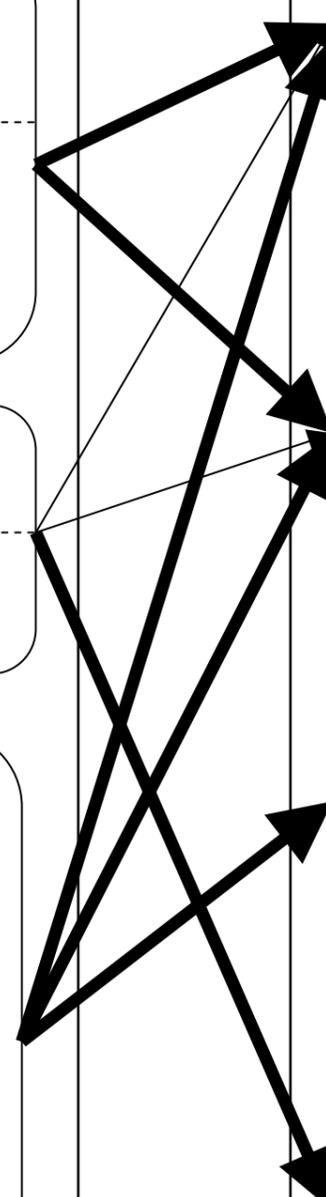
今後の課題

不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

リレーションシップバンキングのより一層の促進/県融資制度との連携強化

再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

県融資制度の大括り化・簡素化等による使い勝手の向上/県融資制度の更なる周知徹底



平成20年1月 青森県金融検討会議 報告書 概要(2/2)
 ~ 今後の県内中小企業金融円滑化に向けた総合対策プラン ~

今後の課題

不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の利用促進

リレーションシップバンキングのより一層の促進/県融資制度との連携強化

再生支援策や再チャレンジ融資等の積極活用

県融資制度の大括り化・簡素化等による使い勝手の向上/県融資制度の更なる周知徹底

課題の解決に向けた対応方針

課題の解決に向けて、金融機関、県、中小企業者が各々の役割分担のもとで、以下のような積極的な対応を図ることに合意。

金融機関の対応

- ・無担保・第三者保証不要の融資、流動資産を担保として活用する融資、全国規模の信用データベースを活用した効率的な融資等の積極的な推進。
- ・企業の定量的財務データではなく、技術評価等の定性データをもとに信用力をはかる能力(目利き能力)の向上。

県の対応

- ・県融資制度において、流動資産を担保として活用する融資の促進のための対応。
- ・市場型間接金融の定着を図るため、中小公庫が推進しているローン担保証券を県としても積極的に推進。

中小企業者の対応

- ・商工団体による中小企業への情報提供・アドバイス、中小企業ニーズの吸い上げ。
- ・直接金融・助成金を含めた、各種金融制度の特性を理解したうえでの最適な資金調達。 等

金融機関の対応

- ・大企業向けとは異なる中小企業向け融資の特性を踏まえたリレーションシップバンキングの更なる推進。
- ・融資全体の流れや審査のポイント等について中小企業に対してわかりやすく説明。
- ・責任共有制度の導入に伴い、金融機関の融資スタンスを変更しない。

県の対応

- ・商工団体と連携して講演会等を開催し、融資全体の流れや審査のポイント等に関する中小企業の理解を促進するとともに、中小企業の説明能力の向上を支援。

中小企業者の対応

- ・自らの有形無形の企業資産価値を正確に把握し、金融機関に対する説明能力を向上。
- ・商工団体による中小企業の説明能力向上のための支援。 等

金融機関の対応

- ・中小企業再生支援協議会との連携協力の強化及び再生ファンド機能の活用の検討。
- ・再生支援関連の信用保証制度の活用。
- ・政府系金融機関による再チャレンジ支援の充実。

県の対応

- ・中小企業再生支援協議会の機能強化。
- ・県融資制度における再生支援関連の制度の拡充。

中小企業者の対応

- ・早めに金融機関や行政機関等に相談。 等

県の対応

- ・県融資制度の大括り化・簡素化や新たな制度の創設等により、使い勝手の良い制度に改正。
- ・政府系金融機関等の公的金融機関の諸施策を一元的にとりまとめ、企業にわかりやすく情報提供。 等

今後、「制度金融運営協議会」(*)のメンバーに商工団体を加えるとともに、開催回数を年3~4回に増やし、左記の各々の取り組みが進展しているかをフォローアップ。

(*)制度金融運営協議会
 県融資制度の改正内容の説明・協力要請及び経済情勢に関する意見交換のため、金融機関、県信用保証協会及び県により年1回開催している。